

小中学校校舎清掃業務委託仕様書（各グループ共通）

1 委託業務の名称 小中学校校舎清掃業務委託

2 履行場所

琢成小学校ほか4校（Aグループ）

西荒瀬小学校ほか4校（Dグループ）

平田小学校ほか3校（Eグループ）

3 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 対象校及び清掃面積

別紙「令和7年度 小中学校校舎清掃業務委託 対象校及び清掃面積」の
おり

5 業務内容

委託期間内に各学校の校舎床清掃を1回実施する。清掃日程は各学校と相談
のうえ決定し、委託者へ事前に報告すること。

（1）標準工程

床面清掃（カーペット除く）	カーペット清掃
① 掃除機がけ	① 掃除機がけ
② 洗剤塗布	② 洗剤噴霧
③ ポリッシャー洗浄	③ ポリッシャー洗浄
④ 汚水回収（水かき）	④ スチーム洗浄（バキューム）
⑤ モップ水拭き（2回程度）	⑤ 乾燥
⑥ ワックス塗布	
⑦ ワックス乾燥	

※上記標準工程と同等の内容を実施すること。

（2）使用洗剤等

床洗浄剤	シーバイエス 無リンフォワード 同等品以上
ワックス	シーバイエス ニュートラコート学校用 同等品以上
カーペット洗浄剤	シーバイエス ニュープレップ 同等品以上

6 業務報告

清掃作業終了後は1校ごとに速やかに清掃完了報告書を作成し学校長へ提出するものとする。

7 検査

全ての委託事業が完了したときは、遅滞なく次の書類を提出し、委託者の検査を受けなければならない。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 各学校清掃完了報告書
- (3) 業務写真（清掃前・清掃中・清掃後の写真を撮影し提出のこと）

8 委託料

- (1) 委託料は全ての委託業務完了後に一括で支払うものとする。
- (2) 受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとする。
- (3) 委託者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

9 業務実施上の注意事項

- (1) 本業務の実施については、学校と相談のうえ日程を決定するものとし、原則8時半から17時の間に行うこと。
- (2) 本業務等に支障のないよう適格者を配置すること。
- (3) 本業務従事者の身元、風紀、規律、衛生、作業、安全等に関する事項に関して一切の責任を負うとともに労働法等関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務により知り得た業務上の秘密を第三者にもらさないこと。
- (5) 本業務従事者の故意又は過失によって建物、機械器具及び備品類等を破損又は忘失したときは、その損害を賠償すること。
- (6) 本業務従事者の作業中の事故、その他の一切の責任は受託者負担とする。
- (7) 学校教職員の執務中に清掃する場合は、安全に留意し現場責任者の指示を受けるものとする。
- (8) 清掃に当たっては在校者の衣服、又は持ち物を汚損することのないよう注意すること。
- (9) 本業務従事者は、ネームプレートを胸部につけて作業を行うこと。
- (10) 本業務従事者は、原則として統一的かつ清楚な衣服を着用し、言語動作に充分注意すること。
- (11) 清掃器具は作業中、作業後も放置しないこと。

- (12) 清掃程度にむらを生じないよう均衡を保つよう実施すること。
- (13) 器物の取扱いは丁重に行い損傷を生じないよう注意すること。
- (14) 清掃後各室の戸締まり、消灯を確実に行うこと。
- (15) 校舎の水道・電気等の使用は最小限に抑えること。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については委託者と受託者が協議し定めるものとする。
- (2) 受託者は委託金額について、学校毎の金額明細が分かる一覧表を委託者へ提出すること。